

横須賀市都市計画マスタープラン見直し検討会議の傍聴に関する実施要領

(総則)

第1条 この要領は、横須賀市都市計画マスタープラン見直し検討会議（以下「検討会議」という。）の傍聴に関して、必要な事項を定めるものとする。

(会議公開の原則)

第2条 検討会議は、原則として公開する。ただし、委員長は、検討会議の議を経て、検討会議の全部または一部を非公開にすることができる。

(傍聴者の定員)

第3条 検討会議を傍聴しようとする人は、検討会議当日の開会時刻30分前から10分前までに会場に到着していなければならない。

2 検討会議の傍聴者の定員は、原則として10人以内とする。ただし、傍聴希望者が開会10分前の時点で前項の定員を超えた場合は、直ちに抽選で傍聴者を決定する。

(傍聴章)

第4条 傍聴者は、傍聴章（別記様式）の交付を受け、これを常時見えるところに着用しなければならない。また、傍聴を終え退場するときには、傍聴章を返却しなければならない。

(検討会議の資料)

第5条 検討会議に提出した資料は、原則として配付する。ただし、配付部数に制限がある資料や会議開催の都度使用する資料、その他内容により、回収になる場合がある。

(傍聴の制限)

第6条 次のいずれかに該当する人は、傍聴することができない。

- (1) ビラ、旗、プラカード、笛等の傍聴に必要でないと思われる物を持っている人
- (2) 酒気を帯びている人
- (3) 以上のほか、会議を妨害し、または他人に危害もしくは迷惑を及ぼすおそれがある人

(傍聴者の遵守事項)

第7条 傍聴者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 委員会委員の発言に対し、拍手、その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 話をしたり、笑って騒ぎ立てたりしないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類を着用して、示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、病気、その他やむを得ない理由により、委員長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食や喫煙をしないこと。
- (6) カメラやビデオ機器等による撮影や録音機器による録音、コンピューターの使用はしないこと。

(7) むやみに席を離れないこと。

(8) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、または会議の妨げになるような行為をしないこと。

(違反者に対する措置)

第8条 前条の規定に違反した傍聴者に対し、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、その傍聴者を退場させることができる。

附 則

この要領は、平成26年10月1日から施行する。

(別記様式)

No.
横須賀市都市計画マスタープラン見直し検討会議
傍 聴 章
(お帰りの際事務局へお返ください)